

議案第52号

平成30年度藤岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度藤岡市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,600 戸
(2) 年間総給水量	8,870,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	24,301 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
水源開発施設整備事業	288,353 千円
一般拡張事業	81,669 千円
設備改良事業	201,047 千円
負担工事事業	92,812 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,407,805 千円	
第1項 営業収益	1,293,100 千円	
第2項 営業外収益	114,703 千円	
第3項 特別利益	2 千円	

	支	出
第1款 水道事業費用	1,248,898 千円	
第1項 営業費用	1,076,227 千円	
第2項 営業外費用	152,070 千円	
第3項 特別損失	601 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額674,234千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,488千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,537千円、過年度分損益勘定留保資金623,209千円で補てんするものとする。)

取 入		支 出	
第1款 資本的収入	420,734 千円	第1款 資本的支出	1,094,968 千円
第1項 企業債	183,100 千円	第1項 建設改良費	697,902 千円
第2項 出資金	72,411 千円	第2項 企業債償還金	367,066 千円
第3項 負担金	92,812 千円	第3項 予備費	30,000 千円
第4項 補助金	72,411 千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
窓口・料金徴収業務委託	平成30年度から平成35年度まで	253,000千円
水道情報統合システム導入事業	平成30年度から平成35年度まで	55,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老朽管更新事業	58,000 千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金・地方公共団体金融機構及び銀行その他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
水源開発施設整備事業	72,400 千円			
配水管整備事業	52,700 千円			
計	183,100 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

水道事業費用の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	181,839 千円
(2) 交際費	10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は20,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

平成30年3月19日可決

藤岡市長 新井利明